

高松市監査委員告示第 15 号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和 6 年 5 月 31 日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和 6 年 5 月 3 1 日

高 松 市 監 査 委 員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置 通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※		項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘	【重点】	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの	P26	市民局	香川総合センター	R6.5.9
2	R2	R3.2.26	第3号	意見		釣銭資金について	P26	出納室		R6.4.30
3	R3	R4.2.28	第3号	意見		図書館資料の適正な管理及び未返却資料の回収の取組について	P21	教育局	中央図書館	R6.5.10
4	R4	R5.2.28	第3号	指摘		契約に伴う契約保証金の取扱いについて	P9	財政局	財産経営課	R6.4.10

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	平成30年度／市民局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第1号	告 示 日	平成31年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	連帯保証人を立てさせない理由について、条番号のみを記載し、具体的な理由の記載がないものや、連帯保証人についての記載自体がないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年5月9日
所 管 課 等	市民局 香川総合センター
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和2年4月1日に高松市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則が施行され、行政財産の目的外使用許可において、連帯保証人は不要となった。 また、普通財産の貸付においても、市長が特に必要と認めるとき以外は、連帯保証人は不要となった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和2年度／出納室		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	釣銭資金について		
意 見 の 内 容	釣銭資金について、両替用の小銭が必要となった場合、所管課職員の負担とならないよう、市として統一的な対策を検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年4月30日
所管課等	出納室
措置結果	本件意見については、釣銭資金の両替に係る手数料の有料化への対応を検討するに当たり、令和4年12月に全庁照会したところ、釣銭資金の小銭が不足することによる両替手数料に加え、硬貨での収納が大量に生じることによる硬貨整理手数料（入金する硬貨の枚数によって金融機関に支払う手数料）を負担する懸念が判明した。 これらの事情に鑑み、5年度から、硬貨取扱枚数の多い出納員設置部署で生じる硬貨整理手数料を、出納室で予算措置することとした。 この結果、当該部署の裁量において、釣銭に不要な金種（1円玉等。当該部署が取り扱う歳入の種類によって異なる。）や釣銭に必要な枚数以上の硬貨を払込金に充当することにより、保管する釣銭資金の金種を、負担なく調整できることとなった。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和3年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和4年2月28日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	図書館資料の適正な管理及び未返却資料の回収の取組について		
意 見 の 内 容	長期未返却資料については、期限を定めて除籍することを基準に規定するなど、図書館資料の適正な管理に努められたい。 また、未返却資料の回収については、未返却者に対する督促はもとより、資料の返却を促進するための具体的かつ実効性のある取組について、検討されたい。		
公表文該当 ページ	P21		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年5月10日
所 管 課 等	教育局 中央図書館
措 置 結 果	本件意見については、令和6年3月1日付けで、高松市図書館資料除籍基準を改定し、長期未返却資料の除籍期限を定め、図書館資料の適正な管理を行っている。 また、4年度から、長期未返却者に対する督促ハガキの複数回送付や督促電話の回数を増やすなどの督促行為の強化を図ったほか、図書館資料の未返却者のモラル改善に向け、館内掲示やホームページでの期日内返却の呼びかけ、窓口での言葉がけの強化などの取組を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度 ／監査対象	令和4年度／財政局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和5年2月28日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	契約に伴う契約保証金の取扱いについて		
指 摘 の 内 容	予定価格が500万円を超える契約に係る契約保証金については、免除することができる場合を除き徴収するよう、適正に事務処理するとともに、所属内における適切な審査体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P9		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年4月10日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年3月のリスクマネジメント会議を活用し、課内職員に対して、契約に伴う契約保証金の取扱いについて周知した。 また、以後1年間において、予定価格が500万円を超えるものの契約金額が500万円未満であった案件はなかったため、6年2月に再度、研修を実施することにより、適正な事務処理が行えるよう審査体制の構築を図った。